

# 鳥取縣公報

昭和十八年八月六日  
第千四百五十七號

金曜日

## 目次

- 告 示
  - 被保險者證中無効……………一頁
  - 米子市會議員異議申立裁決……………二頁
- 彙 報
  - 寺院教會の境内も食糧増産に協力利用……………六頁
  - 近づく大根の播種……………七頁
  - 本縣の葱頭生産目標……………九頁
- 其他

## 告 示

### ◇鳥取縣告示第四百九號

健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者  
證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十八年八月六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

被保險者證 記號 番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事 務所所在地・名稱	無効トナリ タル年月日
鳥たへ 二五	森 音藏	鳥取市今町二丁目 竹内研究所	一八、七、八
鳥にし 一七	岩本 勇	鳥取市西品治町 西日本製紙株式 會社鳥取工場	一八、七、七

00239

鳥とさ	一六八	内田 松幸	鳥取市東品治町	一八、七、二四
八かへ	九〇	浮田美津恵	鳥取市東品治町	一八、七、一五
鳥なな	九四	吉田 定男	鳥取市川外大工町	一八、七、二〇
鳥とは	一四七	前田千代吉	鳥取市賀露町	一八、六、二七
米よ	四六	植田 良枝	米子市東町	一八、七、一八
鳥まる	四〇	西山八重野	鳥取市東品治町	一八、七、一四

鳥取縣告示第四百十號

米子市角盤町一丁目百四十七番地大木英雄提起ニ係ル昭和十八年六月六日執行市會議員選舉ニ關スル異議申立決定不服訴訟ニ付昭和十八年八月三日左ノ通裁決セリ

昭和十八年八月六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

裁 決 書

米子市角盤町一丁目百四十七番地 會社員  
 訴願人 大 木 英 雄

右訴願ノ要旨ハ訴願人ハ米子市ノ市會議員選舉人ナル處昭和十八年六月六日執行シタル同市會議員選舉ハ選舉ノ規定ニ違背セル一部無効ノ選舉ナルヲ以テ昭和十八年六月十三日米子市長西尾常彦ニ對シ異議ノ申立ヲ爲シタルニ同市長ハ昭和十八年六月十六日「異議申立相立タズ」ト訴願人ノ異議申立ヲ排斥シタルニ對シ之ガ決定ニ服スル能ハズ更ニ本件訴願ヲ提起シタルモノニシテ (一)米子市長ノ與ヘタル決定ヲ取消ス (二)永原房次郎、引田勝美、佐藤鴻壽ハ米子市會議員選舉人ニ非ズ (三)選舉權ナキ者ノ投票ヲ爲シタル右選舉ハ選舉ノ效力ニ影響アリ、選舉ノ結果ニ異動ヲ生ズルヲ以テ其ノ一部ヲ無効トストノ裁決ヲ求ムト謂フニ在リテ其ノ理由トスル處ハ右選舉ニ於ケル米子市會議員選舉人名簿ニ登錄セラレタル選舉有權者中 (イ)米子市加茂町二丁目永原房次郎ハ西伯郡巖村大字今在家ニ數十年前ヨリ引續

00240

キ家族ト共ニ居住シ同所ニ生活ノ本據ヲ定メ、司法書士ヲ業トシ巖村ニ公民權ヲ有シ昭和十七年五月二十一日執行ノ巖村會議員選舉ニ投票ヲ爲シタル事實竝ニ米子市加茂町二丁目ハ同人ノ妻某ノ居宅ニシテ同人ガ居住セル事實ナキコトヲ主張シ同人ハ米子市會議員選舉ノ有權者ニ非ズト云フニアリテ之ガ立證ノ爲永原房次郎ガ昭和十七年五月二十一日巖村會議員選舉ニ投票シタル旨ノ證明書及同人ガ巖村ニ於テ司法書士ヲ業トシ居ル旨ノ證明書竝ニ同人ガ巖村ヨリ他ニ轉籍又ハ寄留ノ届出ヲ爲シ居ラザル旨ノ巖村長ノ證明書各一通ヲ添付セリ (ロ)米子市道笑町四丁目引田勝美ハ昭和十六年六月ヨリ鳥根縣能義郡安來町ニ妻ト共ニ轉住シ一戸ヲ構ヘ生活ノ本據ヲ移シタル者ナルヲ以テ米子市會議員選舉ノ有權者ニ非ズト爲シ之ヲ立證スル爲同人ガ鳥根縣安來町西御幸通一、四九三番地ニ在任スル旨ノ同町區長ノ證明書一通及物資配給ニ關スル米子市道笑町四丁目消費經濟部長宛通知セル書面一通並ニ物資配給ニ關スル米子市道笑町四丁目消費經濟部長ノ證明書一通ヲ添付セリ (ハ)米子市東町佐藤鴻壽ハ昭和十八年二月中山口縣宇部市ニ轉住シ生

活必需品ハ同所ニ於テ配給ヲ受ケ同所ニ生活ノ本據ヲ移シタルモノナルニ付本件選舉ニ參與スベキモノニ非ズト爲シ之ヲ立證スル爲米子市東町五十九番地ニ於ケル佐藤鴻壽ニ對スル主要物資ノ配給ヲ停止セル旨ノ米子市長ノ證明書一通ヲ添付セリ

仍テ市制第三十六條ニ依リ之ヲ受理シ審査スルニ訴願人ノ要求ノ(一)ハ米子市長ノ與ヘタル決定ヲ取消ストノ裁決ヲ求ムト云フニアレドモ當初訴願人ガ米子市長ニ對シ申立タル異議ハ米子市會議員選舉ノ資格ナキ者ニ對シ投票ナサシメタルハ當選ノ效力ニ異動ヲ生ズル結果ヲ招來スト云フニ在リ、元來選舉權ナキ者ガ投票ヲ爲シタルトノ事實ハ之ヲ當選ノ效力ニ關スル争訟ノ理由ト爲スヲ得ザルコトハ屢次ニ互ル行政裁判所ノ判例ニ徴シ明カナルトコロニシテ米子市長ノ與ヘタル決定ハ相當ナリ

要求ノ(二)ハ永原房次郎外二名ハ米子市會議員選舉ノ有權者ニ非ズトノ裁決ヲ求ムト云フニアレ共 (イ)永原房次郎ハ本籍地西伯郡巖村大字今在家ニシテ妻喜子死亡後昭和四年頃ヨリ米子市ニ轉住シ現在ノ米子市加茂町二丁目六十番地川

00241

上某ヲ内縁ノ妻トシ之ト同居ノ上今日ニ至ル、同人ノ家族中長男毅ハ大正年間伯國ニ移住シ次男吉之助ハ昭和七年永原家ノ先祖ノ祭祀ヲ行フヲ條件トシ房次郎ノ家屋敷家財道具一切無償讓渡ヲ受ケテ分家シ三男爲夫ハ十數年前ヨリ東京市ニ居住シ居リ、現在巖村ニ房次郎ノ家族ナシ、訴願人ノ云フガ如ク房次郎ガ轉籍又ハ寄留ノ届出ヲ爲シ居ラザル事實、巖村ニ司法書士ノ事務所ヲ有スル事實並ニ昭和十七年五月二十一日巖村會議員ノ選舉ニ際シ投票ヲ爲シタル事實ハ之ヲ認ムルモ住所ハ生活ノ本據ヲ有スル客觀的事實ニ依リ判定スルモノニシテ寄留ノ有無ハ住所ノ認定ヲ左右スルモノニ非ズ又巖村ニ同人ノ司法書士トシテノ事務所ヲ有スルハ同人ガ昭和十一年一月米子區裁判所尾高出張所管内所屬ノ司法書士トシテ免許ヲ受ケ同所管内ニ事務所ヲ設ケル義務ヲ負フ關係上便宜本籍地ニ居住スル分家ノ戶主吉之助ノ宅ヲ借り受ケ事務所ト爲シタルモノニシテ同人ガ巖村ニ住所ヲ有セザルモノナル事ハ地方民一般ノ認ムルトコロナリ、次ニ同人ガ巖村ノ村會議員選舉ノ有資格者ナリト主張スルモ米子市ニ於テハ昭和五年以來昭和十七年迄ノ間ニ

調製セル衆議院議員並ニ市會議員選舉人名簿ニ同人ヲ登載シ居リ其ノ間昭和五年、昭和十三年、昭和十七年ノ選舉人名簿調製ニ際リテハ其ノ選舉資格ヲ正確ナラシムル爲巖村長ニ對シ同人ノ選舉資格ニ付照復シ其ノ相違ナキヲ認メテ登載セルモノニシテ假令昭和十七年執行ノ巖村會議員選舉ニ同人ガ投票ヲナシタリトスルモ右ハ巖村ノ取扱ニ錯誤アリタルモノニシテ之ガ爲米子市ノ選舉ノ效力ニ關係ヲ及ボスモノニ非ズ、而シテ同人ガ永年ニ亘リ米子市ニ於テ住居ヲ構ヘ米子市民トシテノ生活ヲ爲シ居ル事實並ニ巖村ニ於ケル同人ノ家屋敷其ノ他權利ヲ分家戶主吉之助ニ移讓シ祖先ノ祭祀等一切ヲ之ニ託シ居レル事實並ニ巖村ニハ同人ト同一戶籍内ニ在ル家族ノ居住シ居ラザル事實等ヲ綜合觀察スルニ同人ハ巖村ノ住所ヲ撤廢シ米子市ニ轉任シタルモノト爲スヲ相當トス

(ロ)引田勝美ハ昭和十四年五月頃ヨリ鳥根縣能義郡安來町日立製作所安來工場ニ雇傭サレ當時ハ米子市ヨリ通勤ナシ居リタルモ昭和十六年五月頃ヨリ分擔作業内容ノ異動ニ依リ通勤困難トナリタルヲ以テ同町東御幸通近江春江方ニ間借

00242

リ下宿ヲ爲シタルモノナリ其ノ後昭和十七年三月同町千五百四十九番地佃清ノ妹ニシテ同町山田ミシン店ヘ勤務シ居ル者ト結婚シタルトコロ間借下宿ニテハ不便尠カラザル爲同町西御幸通千四百九十三番地ニ一戸ヲ借り居リ移シタルモ同人ハ引田家ヲ相續シ家族ヲ扶養スル義務アルニ因リ勤務ノ許ス限リ常時米子市ニ往來シ居リ實家トノ交渉ヲ保チ居ル狀況ニシテ安來町ハ單ナル勤務上ノ都合ニ依ル一時的出稼地ナルコト明カナリ、然シテ訴願人ハ生活物資ノ配給場所ニ依リ住所ノ認定ヲ爲サントスルモ物資ノ配給ハ其ノ居所ニ於テ世帯主ノ申告ニ依リ之ヲ爲スモノニシテ生活ノ本據タル住所ノ認定ヲ左右スルモノニ非ズ、依ツテ同人ノ住所ハ米子市ニ在リトスルヲ相當トス (ハ)佐藤鴻壽ハ昭和十五年頃ヨリ米子市内米子造船所ニ勤務中ノトコロ舊友ノ斡旋ニ依リ昭和十八年二月廣島縣御調郡土生町田能造船所ヘ轉勤セルモ米子市ニ妻子ヲ殘シ同人ハ單身廣島縣御調郡土生町松下區越智龜市方ニ下宿シ(訴願人ハ山日縣宇部市ニ轉住スト言ヘルモ相違ス)毎月一、二回米子市ヘ歸省シ家計ノ維持ニ當リツツアル狀況ヨリ觀察シ廣島縣ハ單ナル

出稼地ト謂フベク同人ノ住所ハ米子市ニ在リトスルヲ相當トス

要求ノ(三)ハ無資格者ノ投票ヲ爲シタル選舉ハ選舉ノ效力ニ影響アルヲ以テ其ノ一部ヲ無効トストノ裁決ヲ求ムト云フニ在レドモ前述ノ通り永原房次郎、引田勝美、佐藤鴻壽ハ何レモ米子市會議員選舉ノ有資格者ナルヲ以テ之ガ投票ヲ爲シタルハ適法ニシテ選舉ノ效力ニ影響ヲ及ボスモノニ非ズ

右ニ依リ裁決スルコト左ノ如シ  
訴願人ノ請求相立タズ

昭和十八年八月三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

彙報

寺院教會の境内も

食糧増産に協力利用

— 一般縣民も愈々空地を活用せよ —

戦争は愈々熾烈である。今や國民の食糧はすべて國內で自給せねばならぬのであつて、決して海外に依存してはならぬ。米麥で足らねば甘藷や馬鈴薯で、それで足らねば蕎麥や粟で、或は蔬菜で、野草で、我々は何がなんでも國內の者は國內で作つた物で生活して行かねばならぬ。

さうして船は一切戦争の爲の必要に残らず使つて貰つて、而も二倍も三倍もの能率をあげて貰つて、前線で勝つて勝つて勝ち抜いて貰はねばならない。それが國民の決戦食生活であり、敵の總反攻を撃ち砕く道である。従つて我等は些かの空地廢地も遊ばせて置いてはならぬ。畑や山畑の

荒地はもとより、堤塘、河川敷、住宅の隅々と雖も一寸の休閑地をも残してはならぬのである。

然るに寺院とか教會等には從來その境内地、構内地に相當廣い空地があつて、國民の信仰上政府でもそれを保護し勝手な利用を禁止してゐたが、事態かくの如き實情に鑑み今回これらの食糧増産に利用し得る地域に關してはその禁令の範圍外として取扱ひ、使用認可等の手續きも要せぬこととして、境内地構内地として支障を來さぬ限り極力増産の爲に利用することとなつて、その旨各寺院住職、教育主管者に通牒を發した。但し史蹟、名勝、及び天然記念物保存法に依つて指定又は假指定を受けたものとか、又その指定を申請中のものは除くことになつてゐる。尙今回利用する境内地構内地は將來これを原狀に回復することを條件とし、且つその利用についてはこれを寺院教會以外の者に使用せしめる場合は、原則として使用料を徴收しないこととしてゐる。

寺院教會では右の趣旨を諒として極力食糧増産に協力せられると共に、一般縣民に於てもその精神を學んで益々空

00244

閑米利用地の活用にも心掛け、寸地も残さぬ食糧増産計畫に積極的協力邁進されるやう切望する次第である。

(教 學 課)

近づく大根の播種

本縣生産目標 六百九十八万二千貫

縣では本年の大根作付面積を千六百四十五反、生産目標を六百九十八万三千貫、出荷目標百六十三萬貫と決定して之が確保を期することとした。各郡市別の作付割當面積、生産目標、出荷目標は別表の通りであるが、農家各位は是非共右の數量確保に一段の努力を致されると共に、一般に於ても寸地と雖も之を利用して生産に協力せられるやう切望する次第である。

大体大根は耕土が深く輕鬆な土壤で排水の良いところを

最も好むものであつて、重粘な土質では色澤が良くないばかりか容姿が不正で往々岐根さへ生じ、之に反し砂質では外觀は優美であるが多くの充實を缺き辛味の強くなる嫌ひがある。又大根は深耕と同時に精耕を必要とするものであるから、整地は必ず丁寧にすると共に堆肥のやうなものを充分に鋤き込んで薄い下肥を多量に施す必要がある。併し此の作業は少くとも播種一週間位前に終るやうにしないと弊害の起ることがあるから注意を要する。又ネマトーダにかゝつた胡瓜跡は避けること、排水が良くて表土の深い畑では平畦とし、反對に地下水位の高いところでは高畦とすることが肝要である。

次に播種の時期であるが、宮重大根は八月の十五日から二十五日、霜被大根は九月十日から二十日、美濃早生大根は八月一日から十五日、聖護院は八月十五日から二十五日頃までが大体の播種期となつてゐるから、一反歩に點播で三、四合條播で六、七合見當を以て餘り乾燥しない日の早朝

00245

に播種し三、四分の厚みに覆土するのである。  
 間引きは子葉が稍々大きく、葉数が少なくて根身に異つた色のないものを残して行ふのであつて、第一回は本葉一、二枚の時、第二回は本葉三、四枚の時第三回は本葉六、七枚の時と三回程に間引くのであるが、間引くと直に中耕を行つて土を膨軟にし、そして畦の兩側に土寄せをすることを忘れてはならない。

施肥量は大体に於て一反歩に下肥四百五十貫、米糠二十貫、藁灰三十貫であつて、元肥として下肥百貫、米糠十貫、藁灰三十貫を施し、追肥として第二回間引きの時に下肥百貫、最後の間引の時に下肥百二十貫、米糠十貫、止肥として發芽後三十日、遅れても四十五日位の時に下肥を百三十貫程施せばよい。病害で一番多いのは黒腐敗病であるが、尙此の外に白腐病、露菌病、黒斑病等があるから十月上旬頃に八匁式銅石鹼液を三、四回、又は四斗式石灰ボルドウ液を三、四回撒布して未然に防ぐことに努めねばならぬ。又害

虫には蚜虫、夜盗虫、心喰虫、サルハムシ、キヌヂノミムシ、カブラバチ、青虫、ハイマダラ、螟虫等があるから除虫菊石鹼剤か、デリス剤等を以て驅除すればよい。

郡市別	作付割		生産目	産出目	出荷標
	當	面			
鳥取市	二〇〇	反	一五〇	千貫	五〇
米子市	二二五		一六九	千貫	三〇
岩美郡	一〇二〇		六一三	千貫	一〇〇
八頭郡	一六〇〇		八八〇	千貫	一〇〇
氣高郡	一五五〇		一〇五七	千貫	四五〇
東伯郡	二四〇〇		一六九五	千貫	四〇〇
西伯郡	二六三〇		一九〇九	千貫	五〇〇
日野郡	一〇二〇		五一〇	千貫	一〇〇
計	一〇六四五		六九八三	千貫	一六三〇

(農務課)

00246

### 本縣の葱頭生産目標

#### 九十二萬九千貫と決定

葱頭は風味濃厚で香氣に富み、栄養分を多量に有し、各種料理に用ゐられ、近時著しく需要を増し、各地に於て普通畑作栽培とし、或は水田裏作蔬菜として廣く栽培せられるに至つた。

本縣の氣候状態は其の栽培條件に適し、且つ栽培の餘地を多分に有し、今後栽培方法の改善に依つて相當の收穫を得るものと見られてゐる。

葱頭に最も良好な土質は砂質壤土又は壤土であつて品種はエローダンバーズ、エローグロウダンバーズ、泉州黄が最も多く栽培せられ有望な品種である。

先づ土地を充分に耕鋤し、一反歩に三百貫の堆肥と二百貫の木灰、五十貫の人糞尿を原肥として施し、畦巾二尺に整地して二條植三寸五分の千鳥植とするのである。

種子は、休一反歩に二合乃至三合であつて、十月十五日頃一坪の苗床に三勺内外を播種し、定植までに徑約二分、長さ約一尺程度の苗を仕立て、十一月初めより一月の初め頃までに定植するのであるが、植付に先立つて葉部を五、六寸根部の鬚根を一寸位に剪除して植へると風害のために倒伏する虞れがない。

追肥は除草、中耕後に施すのであるが、定植二週間後に第一回として人糞尿を百貫、二月下旬頃に五十貫、三月中旬に木灰五貫、四月上旬に人糞尿百貫を生育の状態に依つて施用する。

中耕、除草は施肥の都度行ひ、根元に土寄せをするのであるが、粘質土や火山礫土のところでは球の肥大を妨げるから中耕は行はない方がよい。

葱頭の主な病害は露菌病、赤澁病、黒斑病等であつて、松脂展着加用四斗式石灰ボルドー液を撒布すれば容易に防除出来る。

尙本縣の本年度作付割當面積は次の如く百五十町歩、生産目標九十二萬九千貫、出荷目標二十七萬貫となつてゐるから是非共之が確保に努められるやう切望する次第である。

郡市別	作付割當面積	生産目標	出荷目標
鳥取市	六〇反	四二千貫	三〇千貫
米子市	七〇	四九	三〇
岩美郡	一四〇	八四	一〇
八頭郡	二五〇	一三八	五〇
氣高郡	二四〇	一四四	三〇
東伯郡	三〇〇	一九五	六〇
西伯郡	三八〇	二四七	六〇
日野郡	六〇	三〇	一〇
計	一五〇〇	九二九	二七〇

(農務課)

◎本年度本縣生産目標  
漬菜

郡市別	作付割當面積	生産目標
鳥取市	四〇反	二八千貫
米子市	四五	三一
岩美郡	七〇	四五
八頭郡	一三〇	八四
氣高郡	一一〇	七一
東伯郡	一四〇	一五六
西伯郡	二六〇	一六九
日野郡	九五	五七
計	九九〇	六四一

(農務課)

昭和十八年八月六日印刷  
昭和十八年八月六日發行

鳥取縣鳥取市東町  
發行所  
鳥取市吉方町  
印刷所  
鳥取縣